

9 収入状況について（税込み）

(1) 下水道使用料等の収入状況

下水道使用料の現年度分の収入率は89.8%で、繰越分の収入率は89.9%となっている。
 受益者負担金の現年度分の収入率は95.8%で、繰越分の収入率は46.4%となっている。

収入状況の内訳は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分		調定額	不納欠損額	差引調定額	収入額	未収入額	収入率
現年度分	営業収益	548,860,655	0	548,860,655	513,533,112	35,327,543	93.6
	下水道使用料	345,625,812	0	345,625,812	310,318,269	35,307,543	89.8
	他会計負担金	202,822,000	0	202,822,000	202,822,000	0	100.0
	その他の営業収益	412,843	0	412,843	392,843	20,000	95.2
	営業外収益	786,394,406	0	786,394,406	730,305,368	56,089,038	92.9
	計	1,335,255,061	0	1,335,255,061	1,243,838,480	91,416,581	93.2
	受益者負担金	74,783,390	0	74,783,390	71,648,150	3,135,240	95.8
繰越分	営業収益	38,502,724	336,313	38,166,411	34,374,616	3,791,795	90.1
	下水道使用料	38,042,724	336,313	37,706,411	33,914,616	3,791,795	89.9
	その他の営業収益	460,000	0	460,000	460,000	0	100.0
	営業外収益	37,917,428	0	37,917,428	37,917,428	0	100.0
	計	76,420,152	336,313	76,083,839	72,292,044	3,791,795	95.0
	受益者負担金	8,760,570	109,200	8,651,370	4,011,910	4,639,460	46.4
合 計	1,495,219,173	445,513	1,494,773,660	1,391,790,584	102,983,076	93.1	

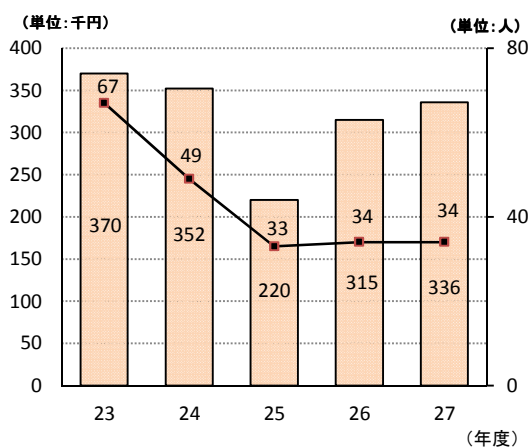
(2) 不納欠損の状況

下水道使用料の不納欠損処分額は336,313円で、前年度と比較して21,455円（6.8%）の増である。対象者は34人で、前年度と同数となっている。

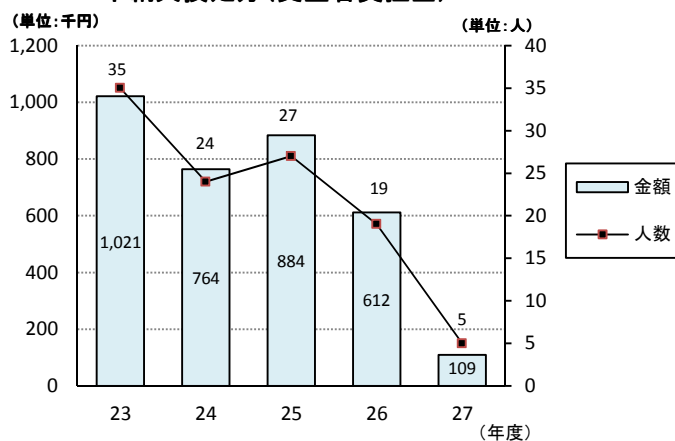
受益者負担金の不納欠損処分額は109,200円で、前年度と比較して502,560円（82.1%）の減である。対象者は5人で、前年度と比較して14人の減となっている。

不納欠損の理由をしてみると、下水道使用料では消滅時効によるもの（15人）が最も多くなっている。受益者負担金は、全て（5人）消滅時効によるものとなっている。

不納欠損処分(下水道使用料)



不納欠損処分(受益者負担金)



10 補てん財源について（税込み）

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額（差引決算額）428,421,425円は、損益勘定の現金支出を伴わない費用である減価償却費等や減債積立金等の内部留保資金で補てんされる。内訳は次のとおりである。

（単位：円）

区 分	補てん財源額	補てん額	残 額
減 債 積 立 金	4,595,161	4,595,161	0
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	68,751,515	68,751,515	0
過年度分損益勘定留保資金	105,375,183	105,375,183	0
当年度分損益勘定留保資金	393,049,197	249,699,566	143,349,631
減 価 償 却 費	653,747,965		
資 産 減 耗 費	22,301,935		
長 期 前 受 金 戻 入	-283,000,703		
当年度分未処分利益剰余金	60,234,915	0	60,234,915
計	632,005,971	428,421,425	203,584,546

上記の表にある補てん財源は、上から順に補てん財源として使用することになっており、当該年度で補てんに使用する額が補てん財源額を下回り、残った場合は翌年度に過年度分として使用することができるものである。本年度は、補てん財源額が632,005,971円に対し、資本的収支の不足額は428,421,425円であり、残り203,584,546円が翌年度へ繰り越されることになる。

11 予算議決事項について（税込み）

予算第6条企業債、第7条一時借入金、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条他会計からの補助金については、いずれも議決されたところに従って適正に執行されている。

（単位：円）

区 分	議 決 額	執 行 額	比 較 増 減
企 業 債	1,005,900,000	1,004,500,000	-1,400,000
一 時 借 入 金	600,000,000	600,000,000	0
職 員 給 与 費	74,730,000	73,307,231	-1,422,769
他 会 計 補 助 金	445,183,000	444,864,889	-318,111